

子ども手当から 児童手当に変更

6月以降は所得制限あり

4月から、子ども手当から児童手当に制度が変わりました。支給額はこれまでの子ども手当と同額です。ただし、6月分以降は所得制限があります。↓下表

6月分以降の所得制限

住民税上の扶養親族数	所得額 (収入額の目安)
なし	630万円 (833万3000円)
1人	668万円 (875万6000円)
2人	706万円 (917万8000円)
3人	744万円 (960万円)

参照。所得制限を超過した人の支給額は児童1人あたり月額5000円です。平成24年3月31日現在、本市で子ども手当を受給している、支給対象になる児童の数等に変更がない人は、手続きの必要はありませんが、出生や転出入の場合は支給要件に

該当した日の翌日から起算して15日以内に手続きが必要です。

問合せは子ども手当課(0798・35・3189)へ。

児童扶養手当 特別児童扶養手当

支給額を変更

このたび、「児童扶養手当」および「特別児童扶養手当」の支給額が変更されました。4月分からの支給額は下表のとおり。問合せは子ども手当課(0798・35・3190)へ。

【児童扶養手当】

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	4万1430円	4万6430円	4万9430円
一部支給	9780円~ 4万1420円	1万4780円~ 4万6420円	1万7780円~ 4万9420円

*児童が4人以上のときは1人増えるごとに3000円が加算されます

【特別児童扶養手当】

手当月額	1級 (重度障害児)	2級 (中度障害児)
	5万400円	3万3570円

市の概要など 分かりやすく

アウトライン西宮を発行

市は、「アウトライン西宮」市の概要や見どころを紹介する



まちの多彩な魅力などを紹介

発行しました。A4判、フルカラー、34ページ。

西宮の自然や伝統、観光スポットなどの多彩な魅力を写真や地図を使って紹介しています。また、本市のまちづくりの指針である第4次西宮市総合計画や、さまざまなデータから西宮について知ることが出来ます。アウトライン西宮は、次の場所

【配布場所】広報課(市役所本庁舎4階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション ※郵送希望の場合は、「アウトライン西宮希望」住所、氏名、電話番号を書いたものと切手200円分(1冊)を広報課(T662-8567六湛寺町10-3)へ

まち歩きガイド しませんか

市とボランティアガイド「ツーリズム西宮楽らく探見隊」は、観光ボランティアガイド養成講座を受講者を募集します。

受講者には、同隊のメンバーとして「西宮まちたび博」の中のまち歩きプログラムでガイドとして活躍してもらいます。受講料無料。定員あり。申込は5月16日まで。

申込方法など詳しくは観光振興課(市役所東館7階)0798・35・3331、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布する募集要項か市のホームページ(楽しむ・学ぶ→観光)をご覧ください。

【日程】5月26日(土)・6月2日(土)の午前10時~。2回シリーズ

秋に本開催の「西宮まちたび博」をさらに盛り上げていくために、イベント等を自主的に企画・運営する市内の団体を

募集します。詳しくは同実行委員会事務局(市役所東館7階)観光振興課(市役所東館7階)要項か「西宮まちたび博」ホームページ(http://machitabi.jp)をご覧ください。申込は5月22日まで。

【募集内容】案内ガイドと巡るまち歩きイベント▽西宮ならではの本物感が体感できるイベント

問合せは広報課(0798・35・3400)へ。

今年秋に開催

にしのみや市民祭り

にしのみや市民祭り協議会は、例年8月に「にしのみや市民祭り」を開催していましたが、今年は11月17日(土)に開催します。会場は昨年と同じ市役所本庁舎周辺です。

なお、ステージ出演団体などの募集案内については、本紙6月25日号に掲載予定です。

問合せはにしのみや市民祭り協議会事務局(0798・35・3458…市民協働推進課内)へ。

NPO等市民活動団体

ガイドブックを発行

市は、市内で活動しているNPO法人や市民活動団体を紹介する冊子「NPO等市民活動団体ガイドブック in にしのみや2012春」を発行しました。

この冊子で、環境や福祉、まちづくりなどさまざまなジャンルで活動している119団体の情報を得ることができます。

次の場所で無料配布していますので、ぜひご利用ください。ただし、在庫がなくなり次第配布が終了になります。

問合せは市民協働推進課(0798・35・3764)へ。

【配布場所】市民協働推進課(市役所本庁舎7階)、市民交流センター、各支所・市民サービスセンター・公民館・市民館、アクタ西宮ステーション



市から 国民生活基礎調査 市内4地区を訪問

国民生活基礎調査は、厚生労働省が毎年実施しています。この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画・立案に必要な基礎資料を得るために行われています。

調査の対象は、平成22年実施の国勢調査区から無作為に抽出された、全国で1102地区の全ての世帯とその世帯員です。市内では、4地区の家庭に調査員を携帯した調査員が訪問し、調査票を配布しています。

調査の回収は6月上旬からの予定です。ご協力をお願いいたします。問合せは保健所保健総務課(0798・26・3681)へ。

【対象地区】青木町4-25の一部、上ヶ原四番町3-12と15、若草町2丁目8、東山台4丁目1-5

◆特定疾病患者見舞金の申請を受け 受給対象は、平成24年4月1日現在および申請時まで継続して本市に住民登録がある人で、県が認定した一般特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、県単独疾患の医療受給者証を持っている人。支給額は年2万円。申請は9月28日まで。見舞金を受けるには毎年手続きが必要になります。問合せは保健所健康増進課(0798・26・3669)へ。

◆人権相談所を開設(5月1日~7日は憲法週間) 人権意識の普及と高揚を図るため、毎月第1・3木曜の午後1時~4時(受付は3時半まで)に市民相談課(市役所本庁舎1階)で開設します(5月と来年1月は第3木曜のみ)。子どものいじめや差別などで悩んでいる人は気軽に相談を。秘密は厳守します。問合せは人権平和推進課(0798・35・3620)へ。

◆戦没者・戦災死没者・海外物故者・原爆死没者合同慰霊祭を開催 5月11日(金)午前9時半から市民会館アミティホールで。西宮市へ転入したなど、参列を新たに希望されるご遺族は健康福祉計画課(0798・35・3135)へ。

◆子どもの水難事故に注意 ため池や用水路で毎年水難事故が発生しています。事故の発生を防ぐため、子どもたちだけで

ため池や用水路で遊ばせないようにしましょう。問合せは農政課(0798・35・3329)へ。

◆3月30日付けで認知症対応型共同生活介護事業者を指定 指定事業者はグループホームアリス甲子園(枝川町8-68)0798・48・0770。問合せは介護保険課(0798・35・3152)へ。*利用申込など詳しくは事業者へ問合せ(078・927・7700)へ。

◆障害のある人に対する自動車税・自動車取得税の減免制度の見直し 4月以降の申請受付分から。対象は身体障害者手帳などを持つ人。問合せは自動車税が西宮県税事務所(0798・39・6113)、自動車取得税が神戸県税事務所(078・441・0305)、自動車取得税(軽自動車)が西神戸県税事務所(078・927・7700)へ。

◆官公署から

◆官公署から

◆官公署から

債務整理 ※民事法律扶助制度の相談も承ります。誰にも知られないうちに借金問題を整理したいなら ◎任意整理 消費者金融等から高金利で貸付を受けている場合、あなたの代理人として「利息制限法」に従って本来の残債額を確定し、その支払い方法(月々の返済額、支払い回数)の和解交渉をいたします。 ◎個人再生 ◎自己破産も、ご相談承ります。

過払金返還請求 ◎「利息制限法」を超える利息は無効となり、消費者金融等への過払金(払いすぎ利息)は返還請求することができます。 ◎完済後(現在残高0)10年以内であれば返還請求は可能です。

債務整理費用(税込)	
着手金	無料
減額報酬	無料
過払金報酬	経済的利益の26.25%以下
定額報酬	1社 52,500円以下
その他訴訟費用等実費をいただきます。	

司法書士 山村直子
■兵庫県司法書士会 第1682号
■簡裁代理認定 2004年3月1日 第212355号
兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023

売掛金・債権の回収

◎商品代金や売掛金、診療報酬等の未払い金を、ご依頼に応じて、お客様の代理として債権の回収をさせていただきます。 ◎債権は、一定期間権利を行使しないと時効消滅します。

◎認定司法書士に依頼するメリット
●迅速な交渉
●時間と労力の削減、コストダウン
●税務上の損金処理問題



司法書士 山村直子

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

あずさ司法書士法人

一神戸オフィス

神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F
http://www.azusa-office.jp
TEL.078-958-6070

受付時間 AM10:00~PM7:00

